



第126号

2024年2月19日発行

郵政産業労働者ユニオン中国

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部

Tel&Fax⇒082-244-7719

piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp

http://www.piwu-chugoku.net/



郵政ユニオン中国地方本部

春闘要求書提出

中国地方本部は2月16日、日本郵便中国支社長へ「2024年春季生活闘争の要求」を提出し、24春闘がスタートしました。

物価高騰が続き、この国の生活実態は深刻な状況です。また昨年来、経営者団体からも「賃上げは社会的要請」との共通認識が示される中で日本郵政グループはその一角を担う以上、私たち労働者の声を無視することは許されません。だからこそ、「いま働く職場環境をよりよくする」「均等待遇の実現」そして「ベースアップを伴う大幅な賃金引上げ」という基本的な命題を高く掲げ、郵政ユニオンはたたかいます。皆さんも私たちと足並みをそろえて声を挙げ、ともに会社への要求をアピールしましょう!!

私たち中国地方独自の「要求項目」をご紹介します—

- スキル評価において、スキル評価 A ランクに到達できない職種が存在する。社員のモチベーションのうえからもスキル A ランクに到達できない職種を無くすないし A ランク項目を設けること。
- パワハラ・いじめの実態が依然として報告されている。職場においても周知・点検を一層強化し、会社側の責務として根絶すること。
- 健康診断について、全ての社員が勤務時間中に受診出来るよう対策を講じること。また、勤務時間内に受診出来ない場合は、超過勤務手当と交通費を支給すること。
- 病気休暇取得に関して、診断書必須ではなく領収書提出でも承認すること。

2024年春季生活闘争の要求（抜粋）

- 超過勤務に依存した業務内容を、1日8時間労働で終わる業務内容に改善し、必要な要員を正社員で確保すること。
- 一般職から地域基幹職への転換について、要件を緩和すること。
- 全ての期間雇用社員について、アソシエイト社員転換後、2年で希望する社員は全員正社員へ登用すること。
- 月給制契約社員の基本月額を31,000円以上引き上げること。
- 時給制契約社員の時給を200円以上上げること。
- 時給制契約社員の基本給を全国一律制とし、時給を1,500円以上とすること。
- 時給制契約社員の基本賃金について、基本給の下限額を200円引き上げること。
- シニアスタッフ社員の基本給を月額38,000円以上引き上げ、大幅に改善すること。
- 正社員の基本給を月額30,000円以上引き上げること。
- 短時間勤務社員の基本給を月額30,000円以上引き上げること。
- 短時間社員の基本給を月額33,000円以上引き上げること。
- 一般職社員の基本給を大幅に改善し、地域基幹職1級と同等にすること。
- 正社員、一般職の定期昇給を完全実施すること。
- 全社員の年間一時金を4.5月とすること。
- 全社員に年末勤務手当（12/29～31）を1日5,000円支給すること。
- 全社員に対し扶養手当を支給すること。
2020年に改定された配偶者に対する手当は見直し前の支給額に戻すこと。
また、子供に対する手当を引き上げること。
- 全社員に住居手当を支給すること。
2018年に改定により支給対象外となった一般職社員については早急に支給対象者に戻すこと。なお、2019年度から実施している経過措置も中止し改正前に戻すこと。
- 全社員が社宅に入れるようにすること。
- 全社員に対し、退職金制度を設けること。
- 全社員に夏期休暇・冬期休暇を各3日以上付与すること。
- 有給の生理休暇を2日以上付与すること。
- 生理休暇取得に対し、賞与・昇給についての減算などペナルティを科さないこと。
- 自家用車・バイクで通勤している社員に対する通勤手当について、年1回の見直しを改め2回とすること。また、ガソリン価格が高騰した場合については迅速に遊金手当の増額など対策を講じること。